

第13回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月29日（火曜日）
午前11時

場所

東京都大田区下丸子3-1-3
大田区民プラザ『大ホール』
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

■ 第13回定時株主総会招集ご通知	1
■ 事業報告	7
■ 連結計算書類	31
■ 連結監査報告書	33
■ 計算書類	35
■ 監査報告書	37
■ 株主総会参考書類	40
第1号議案 剰余金の処分の件	40
第2号議案 当社と株式会社マツモトキヨシ ホールディングスとの株式交換 契約承認の件	41
第3号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）5名選任の件	64

株式会社ココカラファイン

証券コード：3098



【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ・本年は株主様向けのイベントの実施とサンプルのご提供を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。
- ・会場内は座席間隔を十分にとった配置となり、状況によってはご入場を制限させていただく場合がございます。また、会場入口においてサーモグラフィによる検温やマスク着用・手指等のアルコール消毒へのご協力をお願いする場合がございます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により会場や対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.cocokarafine.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

証券コード 3098
2021年6月7日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号
株式会社ココカラファイン
代表取締役社長 塚 本 厚 志

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染防止拡大の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。また、新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言の発出などで下記会場を変更する場合がございます。ご来場の際は、必ず当社ホームページにて下記会場が変更されていないかご確認ください。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から6頁に記載の方法により、2021年6月28日(月曜日)午後5時50分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月29日(火曜日) 午前11時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都大田区下丸子3-1-3
大田区民プラザ 『大ホール』
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

●新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場内は座席の間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をさせていただく場合もございますので、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

- 第13期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第13期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

当社と株式会社マツモトキヨシホールディングスとの株式
交換契約承認の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以上

- ~~~~~
- ※ 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 以下の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.cocokarafine.co.jp/ir/stockinfo/annualmeeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。従って、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類、また会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、それぞれ本招集ご通知の添付書類に記載したものの他、当社ウェブサイトに掲載した以下のものを含んでおります。
- ①会計監査人の状況
 - ②業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
 - ③連結株主資本等変動計算書
 - ④連結計算書類の連結注記表
 - ⑤株主資本等変動計算書
 - ⑥計算書類の個別注記表
 - ⑦第2号議案「当社と株式会社マツモトキヨシホールディングスとの株式交換契約承認の件」に記載すべき事項のうち、株式会社マツモトキヨシホールディングスの定款の定めおよび最終事業年度に係る計算書類等の内容
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.cocokarafine.co.jp/ir/stockinfo/annualmeeting.html>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

ご 推 奨

郵 送



行使期限

2021年6月28日午後5時50分到着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット



行使期限

2021年6月28日午後5時50分まで



当社指定の議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁以降をご覧ください

株主総会ご出席



株主総会
開催日時

2021年6月29日午前11時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書のご記入方法のご案内

行使期限 2021年6月28日 午後5時50分到着

議決権行使書
株式会社ココカラファイン 御中
株主総会日 議決権の数 個

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおりに議決権を行使いたします。
年 月 日

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

（サンプル）

00000 <9000000812345425030 *123412<1234519999999913061001000123000+12345678901234>111111123

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否
	但し	を除く

基準日現在のご所有株式数 株

※議決権の数は1単元ごとに1個となります。

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行使してください。
 - 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法
 - スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法

ログイン用QRコード

見本

ログインID 5432-9876-2358-DPS
仮パスワード 株主番号(8桁) 123456

株式会社 ココカラファイン

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

▷賛成の場合：「賛」の欄に○印を

▷反対の場合：「否」の欄に○印を

第3号議案

▷全員賛成の場合：「賛」の欄に○印を

▷全員反対の場合：「否」の欄に○印を

▷一部の候補者を：「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号をカッコ内にご記入ください。

※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



インターネット等による議決権行使方法のご案内

行使期限

2021年6月28日 午後5時50分まで

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使サイトにアクセスする

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力

MUFG 三菱UFJ銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人三菱UFJ銀行代行投票)

※このサイトは、株主総会に関するお手続きをされる場合に、必ず事前に三菱UFJ銀行と三菱UFJ証券(株)との間で、お手続きの完了を確認する必要があります。

※このサイトは、株主総会に関するお手続きをされる場合に、必ず事前に三菱UFJ銀行と三菱UFJ証券(株)との間で、お手続きの完了を確認する必要があります。

※このサイトは、株主総会に関するお手続きをされる場合に、必ず事前に三菱UFJ銀行と三菱UFJ証券(株)との間で、お手続きの完了を確認する必要があります。

「次の画面へ」をクリック

ログインIDとパスワードをご入力ください。(ログインIDを選択してください)

ログインID (半角)

パスワード (半角)

または仮パスワード (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在登録されているパスワードを入力してください。(パスワードを忘れた場合は、お問い合わせください。)

「ログイン」をクリック

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

8文字以上12文字以内で、英字、数字、記号の3種類全てを含めて、半角で入力してください。

利用可能な記号は: ! # \$ % ' () * + , - . / : ; = @ [] ^ _ ` { | } ~ です

「送信」をクリック

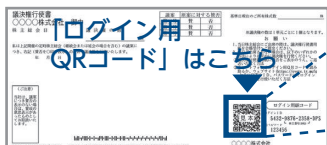
以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票(右側)

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



2. 議決権行使方法を選ぶ
議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択。



画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…

右頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、2021年6月28日(月曜日)午後5時50分までに行ってください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、[下記ヘルプデスクにお問い合わせください](#)。

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
 - ・ 議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・ セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・ スマートフォン機種により、QRコードでのログインが出来ない場合があります。
QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

4 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)

 **0120-173-027**(通話料無料)

受付時間 **9:00~21:00**

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年 4月1日から
2021年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、二度にわたり緊急事態宣言が発出され商業施設などの営業休止や営業時間短縮、外出自粛による消費マインドの低下などが進み、インバウンド需要の急減もあり、極めて深刻な状況となりました。

このような状況下、当社は医薬品や生活必需品を提供する地域のヘルスケアインフラとして、衛生管理や慎重な感染防止策の徹底によりお客様と従業員の安全を最優先しながら、可能な限り店舗営業を継続いたしました。「人々のココロとカラダの健康を追求し、地域社会に貢献する」という経営理念を実践するとともに、当社のECサイトで購入した商品を当社店舗で受け取ることができる「店舗受け取りサービス」の対象店舗拡大や、PCR検査キットの販売、調剤事業におけるオンライン服薬指導システムの導入など、新しい生活様式の中でお客様・患者様に安心して便利な生活をお過ごしいただくための新しいサービスの拡充を進めてまいりました。

また、(i) 株式会社マツモトキヨシホールディングスとの資本業務提携に基づく商品仕入れの一本化、マーチャндаイジングの統一など、経営統合シナジの早期実現への取り組み、(ii) 新規出店によるドミナント強化と規模拡大、(iii) ココカラクラブカードやスマートフォン用アプリ「ココカラ公式アプリ」、SNS・共通ポイントを活用した全方位営業、(iv) 調剤事業における地域の方々の健康増進を支援する「健康サポート薬局」づくり、「かかりつけ薬剤師」の質の向上への取り組み、(v) 基幹システム刷新や効率的な物流システムの構築を目的とした物流センターの自社化など、諸施策を推進いたしました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①ドラッグストア・調剤事業

当社が属するドラッグストア業界は、同業各社の積極的な出店やE C拡大による購買チャネルの多様化などにより一層厳しさが増しております。また、調剤薬局業界においては、社会保障・医療の質に対する国民意識の高まりを背景に、高度な服薬指導や服薬情報の一元的・継続把握を行う「かかりつけ薬剤師」の育成や「健康サポート薬局」の展開、後発医薬品の使用促進など、多様な医療ニーズへの対応が求められております。

当連結会計年度におきましては、マスクや消毒用アルコールなどの関連商品の需要増加がありましたが、都市型店舗でのインバウンド需要や化粧品、調剤事業における処方せん枚数の減少などもあり、売上全体を大きく押し下げております。さらに、足元における前年の巣籠り特需の反動などもあり、当連結会計年度の既存店売上高増収率は7.4%減となりました。また、出退店につきましては、兵庫県を中心に関西において69店舗を展開する株式会社フタツカホールディングスのグループ化も含め、新規146店舗を出店、30店舗を退店し、収益改善を図るとともに、10店舗の改装を実施し、店舗の新陳代謝を促進いたしました。当連結会計年度末の当社グループ店舗数は、次表のとおり1,461店舗、調剤取扱店舗数は419店舗となりました。なお、健康サポート薬局は83店舗となりました。

しかしながら、卸売事業における取引先店舗数の減少もあり、当連結会計年度の売上高は363,007百万円（前連結会計年度比9.4%減）、セグメント利益（営業利益）は10,274百万円（同22.5%減）となりました。

[国内店舗数の推移]

		2020年4月1日 期首時点の総店舗数	出店	退店	業態変更	2021年3月31日 現在の総店舗数
ドラッグストア店舗数		1,145	+52	△28	△1	1,168
(内、調剤併設店舗数)		(114)	(+13)	(±0)	(△1)	(126)
調剤専門店舗数		200	+94	△2	+1	293
総店舗数		1,345	+146	△30	－	1,461
(内、調剤取扱)		(314)	(+107)	(△2)	(－)	(419)

業態変更：ドラッグストア店舗から調剤専門店舗への変更（または調剤専門店舗からドラッグストア店舗への変更）

[国内地域別店舗分布状況（2021年3月31日現在）]

地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数
北海道	31	山梨県	1	鳥取県	12	熊本県	15
宮城県	5	長野県	1	島根県	9	大分県	5
山形県	1	岐阜県	11	岡山県	8	沖縄県	6
福島県	3	静岡県	35	広島県	25		
茨城県	4	愛知県	105	山口県	73		
栃木県	2	三重県	61	徳島県	5		
群馬県	1	滋賀県	8	香川県	5		
埼玉県	39	京都府	56	愛媛県	5		
千葉県	28	大阪府	217	高知県	3		
東京都	263	兵庫県	158	福岡県	54		
神奈川県	60	奈良県	36	佐賀県	2		
新潟県	61	和歌山県	29	長崎県	18	合計	1,461

(商品販売状況)

ヘルス＆ビューティカテゴリーにおける付加価値商品への一層の取り組みを推進しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による都市型店舗でのインバウンド需要急減や、総合感冒薬やその関連商材、カウンセリング化粧品やメイク関連商品などの大幅な落ち込みにより一般用医薬品や化粧品は苦戦いたしました。一方、マスクや消毒用アルコールなどを含む衛生品や巣籠り需要のあった日用品カテゴリーは堅調に推移いたしました。この結果、一般用医薬品の売上高は43,171百万円（前年同期比16.1%減）、化粧品の売上高は89,227百万円（同15.6%減）、健康食品の売上高は8,929百万円（同12.8%減）、衛生品の売上高は44,044百万円（同3.8%増）、日用雑貨の売上高は52,139百万円（同5.7%増）、食品の売上高は37,396百万円（同6.7%減）となりました。

調剤においては、2020年4月に実施された診療報酬改定に伴う薬価引き下げや受診抑制による処方せん枚数の減少などはあったものの、対人業務の強化や、新規出店ならびに株式会社フタツカホールディングスのグループ化などの事業拡大を推進した結果、70,165百万円（前年同期比9.2%増）となりました。卸売につきましては取引先店舗数の減少などにより17,932百万円（同51.6%減）となりました。

区分		前連結会計年度		当連結会計年度		
		2020年3月期		2021年3月期		
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	前期比(%)
ドラッグストア・調剤事業	医薬品	115,734	31.8	113,336	32.8	97.9
	一般用医薬品	51,466	14.2	43,171	12.5	83.9
	調剤	64,267	17.7	70,165	20.3	109.2
	化粧品	105,781	29.1	89,227	25.9	84.4
	健康食品	10,243	2.8	8,929	2.6	87.2
	衛生品	42,449	11.7	44,044	12.8	103.8
	日用雑貨	49,337	13.6	52,139	15.1	105.7
	食品	40,074	11.0	37,396	10.8	93.3
	全店計	363,620	100.0	345,074	100.0	94.9
	卸売	37,024	—	17,932	—	48.4
小計		400,645	—	363,007	—	90.6
介護事業		3,254	—	3,458	—	106.3
セグメント間消去		(24)	—	(25)	—	—
合計		403,875	—	366,440	—	90.7

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

②介護事業

地域包括ケア構想における多職種連携の中心的存在となることを目指し、当社グループ内のドラッグストア・調剤事業との連携強化に取り組むと同時に、居宅支援・訪問介護・訪問看護に携わる人材確保や、組織運営の更なる効率化などに取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の売上高は、3,458百万円（前連結会計年度比6.3%増）となりましたが、新型コロナウイルス感染防止対策費用の支出もあり、セグメント利益（営業利益）は55百万円（同6.2%減）となりました。なお、営業外収益にて計上した新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金などを考慮すると、前年の利益水準を確保することができております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、366,440百万円（前連結会計年度比9.3%減）となり、人件費や広告宣伝費など経費削減の取り組みや改装投資の抑制などによる経費コントロールによって収益確保に努めたものの、営業利益10,348百万円（同22.4%減）、経常利益12,815百万円（同18.0%減）となりました。また、株式会社マツモトキヨシホールディングスとの資本業務提携に基づく商品仕入れの一本化、マーチャンダイジングの統一など、経営統合シナジーの早期実現への取り組みに伴って生じた商品統合関連費用を、主に第2四半期に特別損失に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益4,320百万円（同47.8%減）となりました。

(2) 今後の見通し

ドラッグストア業界におきましては、同業他社との出店競争や業態を超えた競争環境の激化、人手不足による人件費・物流費の高騰により、経営環境の厳しさが続いております。また、ドラッグストア各社が生き残りをかけた差別化戦略を推進する中、業界再編を通じた上位企業の寡占化が進行しております。一方、日本の社会保障費が増大する中、ドラッグストア業界は、地域包括ケアシステム構築の重要な役割を担うことが期待されております。

当社は、このようなドラッグストア業界の大変革を飛躍に向けた成長機会と捉え、株式会社マツモトキヨシホールディングスとの経営統合により国内で売上高1兆円・3,000店舗を有する社会・生活のインフラ企業となり、また、両社の顧客基盤を活用したOne to Oneマーケティングを確立することで、消費

者の購買動向に革新を起こしてまいります。そして、ヘルス＆ビューティ分野で圧倒的なプレゼンスを獲得することで、国内ドラッグストア業界を力強くけん引することを目指してまいります。また、ドラッグストアとしての社会的使命である地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、美と健康の意識が高まっているアジア地域における事業基盤を確立し、将来的には「美と健康の分野でアジアNo.1」を目指してまいります。

2022年3月期の見通しにつきましては、2021年4月に診療報酬改定に伴う薬価引き下げが実施されたことに加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済活動の停滞、一部店舗の営業時間短縮や外出自粛による消費マインドの低下や消費行動の変化などに伴う高付加価値商品の落ち込み、国内インバウンド需要の低迷など、厳しい状況で推移することが予測されます。このような状況下、中核事業であるドラッグストア・調剤事業を中心に、以下の施策を推進することで、お客様へのサービスや利便性を徹底的に高めると同時に、高収益グループへの変革を着実に推進し、持続的成長を実現させてまいります。

なお、当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、株式会社マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（効力発生日：2021年10月1日）を行うことを決議しております。当該株式交換は、2021年6月29日開催予定の当社および株式会社マツモトキヨシホールディングスの定時株主総会の承認を前提としております。これにより、当社株式は2021年9月29日をもって上場廃止になる予定です。

- ①株式会社マツモトキヨシホールディングスとの経営統合の一環として2020年1月31日に締結した資本業務提携契約に基づき開始している両社でのマーチャンダイジング・棚割りの統一やP B商品の供給に加え、両社が持つ強みや事業基盤の更なる融合を図り、収益改善を図ります。2022年3月期見通しにおきましては、第2四半期までのシナジー額として、経常利益約40億円の増益を見込んでおります。
- ②新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、引き続き医薬品や衛生品、食品の供給を行うことのできる地域社会のヘルスケアインフラとして、地域のお客様・生活者のご期待にお応えできるよう努めてまいります。しかしながら、国内での個人消費低迷および訪日外国人を含めた来店客の減少などが一定期間続くことを想定しております。
- ③新規出店につきましては、ヘルス＆ビューティの専門性に加え利便性を高め

たドラッグストア店舗や敷地内薬局も含めた調剤店舗の拡充を中心に第2四半期までに30店舗、退店は14店舗を計画しております。新規出店による各エリアでのドミナント強化により事業規模の拡大と収益改善を目指してまいります。

- ④ダウンロード数329万件に達したスマートフォン用「ココカラ公式アプリ」において更なる新規会員獲得を進め、継続的に店舗を利用してくださる顧客数の最大化を図ります。
- ⑤調剤事業における多様な医療ニーズ・診療報酬改定への対応、地域の方々の健康増進を支援する「健康サポート薬局」づくり、「かかりつけ薬剤師」の育成を進め、地域の方々に支持される質の高い薬局づくりを進めてまいります。また、処方せんの画像送信による調剤受付機能を持つ「ココカラファインお薬手帳アプリ」の更なる新規利用者獲得や、オンライン服薬指導など、ICTを活用し患者様の利便性を高める取り組みを強化してまいります。
- ⑥適切な人時管理と商品管理を行い、店舗オペレーションの効率化・生産性の向上を図ります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、146店舗の新規出店、既存店舗の改装などにより総額8,871百万円となりました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に伴う資金調達は、全額自己資金で賄っております。

(5) 対処すべき課題

当社は「人々のココロとカラダの健康を追求し、地域社会に貢献する」という経営理念のもと、グループ全社が一体となってお客様へのサービスや利便性を徹底的に高めると同時に、高収益体質への変革を推進してまいります。引き続き、ドラッグストア、調剤事業を中心に、以下の重点課題へ取り組んでまいります。

①調剤事業の規模拡大と質の追求

新規出店・既存ドラッグストアの調剤併設化・M&Aにより調剤事業を強

化・拡大するとともに、多様な医療ニーズ・診療報酬改定に対応し地域の方々の健康維持・増進を支援する「健康サポート薬局」を100店舗体制とすることを目指し、「かかりつけ薬剤師」の育成などを通じて調剤事業の「質」を追求してまいります。

②三大都市圏を中心とした市場シェア拡大

経済集積と人口集中が進んだ東名阪、三大都市圏を中心に出店を強化し、地域に密着した店舗運営や地域ドミナントを進めてまいります。

③ＩＣＴを積極活用した顧客接点強化とサービスの高度化

顧客接点の強化や更なるサービスの高度化のため、ＩＣＴに積極的な投資を行います。同業他社の競合状況やＥＣ拡大などによる購買チャネルの多様化がますます激しくなる中、お客様一人ひとりのニーズに応えられる仕組みを構築し、店舗とお客様の距離を縮め、地域密着型ドラッグストアとして付加価値の高い運営を推進いたします。

④物流・店舗オペレーションの効率化を軸にした流通全体の最適化

店舗数・業態・売場面積など、地域における当社の立地特性に応じた最適な物流体制を構築いたします。また、店舗業務の最適化、標準化に加え、ＩＣＴの活用により店舗オペレーションを効率化いたします。効率化により得られた時間をカウンセリング販売に充てるなど、更なる付加価値力を高め、高収益体質を確立いたします。

⑤ヘルスケアネットワークの構築を通じた地域社会への貢献

高齢化によって多様化する医療ニーズに、地域全体で協力しながら対応していくことが求められております。当社のドラッグストアや調剤薬局がその中心拠点となり、医療・介護に携わる多職種連携や業務提携による他企業との協働により在宅医療・介護を一体的に提供する「ヘルスケアネットワーク」の構築を推進してまいります。

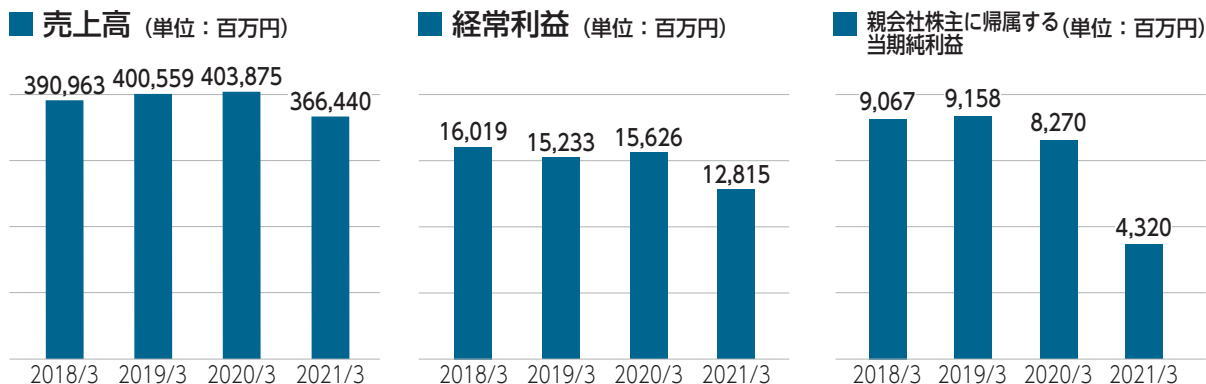
なお、新型コロナウイルスの影響は今後も続くと予想されますが、当社グループへの影響を見極めながら、環境変化に対し迅速かつ柔軟に必要な対応ができるように施策を変化させてまいります。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第10期 〔2017.4.1から 2018.3.31まで〕	第11期 〔2018.4.1から 2019.3.31まで〕	第12期 〔2019.4.1から 2020.3.31まで〕	第13期 〔2020.4.1から 2021.3.31まで〕 (当期)
売 上 高 (百万円)	390,963	400,559	403,875	366,440
営 業 利 益 (百万円)	13,712	12,915	13,336	10,348
経 常 利 益 (百万円)	16,019	15,233	15,626	12,815
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	9,067	9,158	8,270	4,320
1株当たり当期純利益 (円)	376.41	381.27	344.06	144.05
総 資 産 (百万円)	158,177	172,727	208,298	203,407
純 資 産 (百万円)	87,810	95,081	139,653	141,508
1株当たり純資産額 (円)	3,655.55	3,958.25	4,661.28	4,716.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株あたり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数および1株当たり純資産額を算定するための普通株式の期末発行済株式総数について、「株式付与E S O P信託」が所有する当社株式の数を控除しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第11期の期首から適用しており、第10期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となります。

[財産および損益の状況の推移グラフ]



(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ココカラファイン ヘルスケア	50百万円	100%	ドラッグストアおよび調剤を主体とした薬局を営む小売業
株式会社ファインケア	10百万円	100%	介護施設の運営
株式会社岩崎宏健堂	30百万円	100%	ドラッグストアを主体とした薬局を営む小売業
株式会社ココカラファイン アソシエ	10百万円	100%	店舗運営サポート事業 事務サポート事業
株式会社ココカラファイン ソレイユ	10百万円	100%	店舗運営サポート事業 事務サポート事業
株式会社愛安住	10百万円	100%	管理医療機器、(特定)福祉用具、(特定)介護予防福祉用具の販売および賃貸業
株式会社シーエフエナジー	50百万円	100%	電力等のエネルギー商品の調達、供給、販売事業
株式会社ココカラファイン フリュアヴァンス	10百万円	100%	物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務
株式会社小石川薬局	10百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
株式会社福永薬局	3百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
有限会社薬宝商事	5百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
株式会社C F I Z	100百万円	51%	ドラッグストアを主体とした店舗を営む小売業
有限会社松田	5百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
株式会社フタツカホールディングス	50百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
雅ファーマシー株式会社	6百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業

- (注) 1. 当社グループは、2021年3月31日現在、当社、上記子会社15社のほか、連結対象会社8社、関連会社2社により構成されており、医薬品、化粧品、日用雑貨などの店頭販売および薬局の経営を主たる事業としております。
2. 株式会社C F I Zは、2020年4月1日付にて同社株式の51%を当社が譲り受けて子会社となっております。
3. 株式会社福永薬局は、2021年4月1日付にて株式会社ココカラファイン ヘルスケアに統合しております。
4. 有限会社寿は、2020年9月1日付にて当社の完全子会社となり、同年12月1日付にて株式会社ココカラファイン ヘルスケアに統合しております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

- (8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)
当社グループは、薬局の経営ならびに医薬品、化粧品、日用雑貨等の販売事業および介護事業を行っております。

- (9) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)
- 株式会社ココカラファイン
本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号
- 株式会社ココカラファイン ヘルスケア
本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号
直 営 店 1,287店舗
- 株式会社ファインケア
本 社 埼玉県さいたま市南区文蔵二丁目2番1号
介 護 施 設 36拠点
- 株式会社岩崎宏健堂
本 社 山口県周南市下一の井手5636-5
直 営 店 66店舗
- 株式会社ココカラファイン アソシエ
本 社 東京都府中市美好町二丁目12番2号
- 株式会社ココカラファイン ソレイユ
本 社 東京都府中市美好町二丁目12番2号

株式会社愛安住
本社 三重県伊賀市大野木2112番地の28
事業所 13拠点
株式会社シーエフエナジー
本社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号
株式会社ココカラファイン フリュアヴァンス
本社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号
株式会社小石川薬局
本社 東京都新宿区西新宿一丁目西口地下街1号
直営店 1店舗
株式会社福永薬局
本社 熊本県宇土市本町六丁目24番地
直営店 6店舗
有限会社薬宝商事
本社 神奈川県川崎市麻生区上麻生一丁目9番10号
直営店 2店舗
株式会社CFIZ
本社 大阪府大阪市中央区南船場二丁目7番30号
直営店 23店舗
有限会社松田
本社 愛知県西尾市永楽町二丁目16番1号
直営店 4店舗
株式会社フタツカホールディングス
本社 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
系列店舗 69店舗
雅ファーマシー株式会社
本社 東京都千代田区内幸町二丁目2番1号
日本プレスセンタービル地下1階
直営店 2店舗

(10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
7,135名 (6,469名)	706名増 (87名減)

(注) 従業員数は、就業人員であり、()内にパートタイマーおよびアルバイト(1日8時間換算)を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢
268名(19名)	11名増(1名減)	46.1歳

(注) 従業員数は、就業人員であり、()内にパートタイマーおよびアルバイト(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先および借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	150百万円
株式会社三菱UFJ銀行	150百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 31,412,085株 (自己株式1,368,908株を含む。)
 (3) 単元株式数 100株
 (4) 当期末株主数 5,745名
 (5) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社マツモトキヨシホールディングス	6,006,908株	19.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（管理信託口・79208）	1,683,240株	5.60%
NOMURA CUSTODY NOMINEES LIMITED OMNIBUS－FULLY PAID (CASHPB)	1,442,822株	4.80%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,065,371株	3.54%
ココカラファイン従業員持株会	870,430株	2.89%
セガミ不動産株式会社	835,920株	2.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	792,500株	2.63%
DEUTSCHE BANK AG LONDON GPF CLIENT OMNI－FULL TAX 613	740,390株	2.46%
第一三共ヘルスケア株式会社	605,017株	2.01%
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLLEQUITY	557,627株	1.85%

- (注) 1. 当社は自己株式1,368,908株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式（39,103株）を含めておりません。
2. 2021年4月2日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2021年3月26日現在で Oasis Management Company Ltd. が2,794,350株（保有割合8.90%）を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
3. 2021年3月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2021年3月15日現在で野村證券株式会社ならびにその共同保有者である Nomura International PLC および野村アセットマネジメント株式会社が、それぞれ23,156株（保有割合0.07%）、837,588株（保有割合2.67%）、727,600株（保有割合2.32%）を保有し、3社合計で1,588,344株（保有割合5.06%）保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

[取締役 に交付した株式の区分別合計]

	株式数	対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	4,086株	4名
社外取締役（監査等委員を除く）	—	2名
監査等委員である取締役	—	3名

(注) 取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の上記数値には、当事業年度以前に退任した取締役の分を含んでおります。

- (7) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚 本 厚 志	株式会社ココカラファイン ヘルスケア 代表取締役社長 株式会社ＣＦＩＺ 取締役 株式会社フタツカホールディングス 取締役
取 締 役 副 社 長	山 本 剛	管理本部長 経営戦略室担当 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役 株式会社岩崎宏健堂 取締役 株式会社ココカラファイン アソシエ 取締役 株式会社ココカラファイン ソレイユ 取締役 株式会社愛安住 取締役 株式会社フタツカホールディングス 取締役
取 締 役	渡 辺 玲 一	営業担当 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役 株式会社フタツカホールディングス 取締役
取 締 役	谷 間 真	株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー 代表取締役 株式会社バルニバービ 社外取締役 株式会社キャリア 社外取締役 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員
取 締 役	河 合 順 子	株式会社鎌倉新書 監査等委員である取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	坂 本 朗	株式会社ココカラファイン ヘルスケア 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鳥 居 明	鳥居公認会計士事務所 代表 株式会社エイアンドティー 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	橋 本 学	

(注) 1. 取締役 谷間 真氏、河合順子氏、監査等委員である取締役 坂本 朗氏、鳥居 明氏
および橋本 学氏は社外取締役であります。

2. 取締役 谷間 真氏、河合順子氏、監査等委員である取締役 坂本 朗氏、鳥居 明氏および橋本 学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役 坂本 朗氏は常勤の監査等委員であります。
当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
4. 監査等委員である取締役 坂本 朗氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員である取締役 鳥居 明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員である取締役 橋本 学氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 富田 孝行氏は、2020年6月25日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、任意の指名・報酬諮問委員会（社外取締役3名で構成しており、坂本朗氏が委員長、谷間真氏および河合順子氏が委員となります。）の答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関して2017年5月11日開催の取締役会および2020年6月25日開催の取締役会で既に決議されていることを確認しました。当該決定方針は次のとおりとなります。

イ. 基本方針

当社は、従前の固定報酬主体の報酬体系から、業績に連動するインセンティブ報酬の比重を高めることにより、株主の皆さまと価値を共有することを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定給としての基本報酬、単年度の業績達成度に連動する年次インセンティブ報酬（「業績連動報酬等」に該当します。）、中期経営計画に定める業績達成度に連動する中長期インセンティブ報酬（「業績連動報酬等」かつ「非金銭報酬等」に該当します。）から構成されます。ただし、社外取締役および監査等委員である取締役は、その役割に鑑み基本報酬のみとします。

- ロ. 基本報酬の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。）

取締役の基本報酬は、金銭報酬であり、その基準額が報酬に関する社

内規程（任意の指名・報酬諮問委員会の答申を受けて取締役会で決議）に役位に応じて定めております。その定めのもと、任意の指名・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会の決議により個人別の支給額を決定します。この基本報酬は、報酬に関する社内規程に従い毎月按分された金額を支給します。

- ハ. 年次インセンティブ報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。）

取締役の年次インセンティブ報酬は、金銭報酬であり、全社連結業績評価、担当部門業績評価などが支給額決定の基礎となります。このうち大きな比重を占めるのは全社連結業績であり、業績指標は連結経常利益およびＲＯＡを用います。年次インセンティブ報酬の算出式、業績指標、支給条件などは報酬に関する社内規程に定めており、その定めのもと、任意の指名・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会の決議により個人別の支給額および支給時期を決定します。

なお、年次インセンティブ報酬は、業績達成度に応じて０～２００％の範囲で変動します。

- 二. 中長期インセンティブ報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。）

中長期インセンティブ報酬は、業績連動型の株式報酬であり、中期経営計画対象期間中に、取締役会の決定により３年以上５年以内の評価期間を設定し、当該期間の終了後、評価期間の業績達成度に応じて一定の算定方法により交付株式数を決定し、同株式数の５０％に相当する当社普通株式を交付するとともに、残りの株式数に相当する当社普通株式の時価相当額の金銭報酬を支給します。当社普通株式の交付は、当社が取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。）に対して、各評価期間の終了後、金銭報酬債権を付与し、当該取締役が当社による株式の発行または自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権を現物出資する方法によります。業績達成度の評価指標は連結経常利益を用いており、交付株式数は業績達成度などに応じて３３．３％～１００％の範囲で変動します。

中長期インセンティブ報酬の算出式、評価期間、交付・支給条件、交付・支給時期などは報酬に関する社内規程に定めており、その定めのもと、任意の指名・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会の決議により個人別の交付株式数、支給金額、交付・支給時期などを決定します。

ホ. 基本報酬の額、年次インセンティブ報酬の額または中長期インセンティブの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

中期経営計画達成した場合の割合の目安として、基本報酬を「1」とすると、年次インセンティブ報酬が「0.4」、中長期インセンティブ報酬が「0.8」となるような制度設計としております。実際は当社業績などに応じて年次インセンティブ報酬と中長期インセンティブ報酬が変動することになります。

②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の金銭報酬（基本報酬と年次インセンティブ報酬の合計）の額は、2016年6月28日開催の第8回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は3名（うち社外取締役は1名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月27日開催の第9回定時株主総会において、当社が各評価期間の終了後に交付・支給する株式報酬（中長期インセンティブ報酬）の総額は評価期間ごとにそれぞれ240百万円を上限とし、また交付する当社普通株式総数は評価期間ごとに2万株を上限（社外取締役および監査等委員である取締役は対象外）とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第8回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関して、取締役その他第三者に委任している事項はございません。

⑤取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	年次インセンティブ報酬（業績連動報酬等）	中長期インセンティブ報酬（業績連動報酬等かつ非金銭報酬等）	
取締役（監査等委員である取締役を除く） 【うち社外取締役】	183百万円 【11百万円】	92百万円 【11百万円】	24百万円 【―】	65百万円 【―】	7名 【2名】
監査等委員である取締役 【うち社外取締役】	21百万円 【21百万円】	21百万円 【21百万円】	― 【―】	― 【―】	3名 【3名】

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の上記数値には当事業年度以前に退任した取締役の分を含んでおります。
2. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、業績連動報酬等として「年次インセンティブ報酬」および「中長期インセンティブ報酬」を支給しております。
3. 「年次インセンティブ報酬」の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、上記(2)①ハに記載のとおり連結経常利益額およびROAであり、当該業績指標を選定した理由は、年次業績に加え、中長期経営計画などで目標としている指数を取り入れることで、株主目線での経営を促すことを目的とするものです。「年次インセンティブ報酬」の算定方法は、上記(2)①ハに記載のとおりであり、当事業年度で採用したものを含む各業績指標の実績の推移は次のとおりです。

	10期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	11期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	12期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	13期【当期】 (2020.4.1～ 2021.3.31)
経常利益指数				
単年度計画達成時	0. 3 5	0. 4 6	0. 4 6	0. 4
実績（各連結会計年度）	0. 4 6	0. 4	0. 4	0. 3 5
R O A 指数				
単年度計画達成時	1. 0 7 5	1. 0 7 5	1. 0 7 5	1. 0 7 5
実績（各連結会計年度）	1. 1	1	0. 9 2 5	0. 7 7 5

4. 「中長期インセンティブ報酬」の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、上記(2)①二に記載のとおり、連結経常利益額であり、当該業績指標を選定した理由は、中長期的な期間における目標数値を意識し、役員に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、役員と株主との一層の価値共有を進めるためです。「中長期インセンティブ報酬」の算定方法は、上記(2)①二に記載のとおりであり、当事業年度で採用した業績指標の実績は次のとおりです。

	支給割合
中期経営計画達成時	1 0 0. 0 %
実績（当連結会計年度）	3 3. 3 %

5. 当社は、非金銭報酬等として、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は上記(2)①二に記載のとおりであり、その交付状況は、上記2.(6)「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況など

氏 名	地 位	主な活動状況、期待される役割に関して行った職務など
谷 間 真	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的知見に基づき、独立した客観的立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。 また、上記のほか、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名・報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
河 合 順 子	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的知見に基づき、独立した客観的立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。 また、上記のほか、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名・報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
坂 本 朗	社外取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回全て、および監査等委員会13回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な知識・見地に基づき、独立した客観的立場から適宜発言し、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。 また、上記のほか、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、取締役等の指名・報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
鳥 居 明	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回全て、および監査等委員会13回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地に基づき、独立した客観的立場から適宜発言し、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。
橋 本 学	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回全て、および監査等委員会13回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験・見地に基づき、独立した客観的立場から適宜発言し、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。

(注) 当社では、取締役会に出席できない社外取締役に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えています。

③責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

5. 株式会社の状況に関するその他の重要な事項

当社と株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「マツモトキヨシホールディングス」といいます。）とは、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の実施について合意し、2021年2月26日付で経営統合契約および株式交換契約（当社を株式交換完全子会社、マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とする株式交換に係る株式交換契約であり、2021年6月29日開催予定の当社およびマツモトキヨシホールディングスの定時株主総会の承認を得られることを条件とし、2021年10月1日を効力発生日とします。以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。また、本経営統合のための一連の取引の一環として、当社および当社の完全子会社である株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」といいます。）は、2021年4月28日に開催したそれぞれの取締役会の決議に基づき、次の吸収分割契約を締結しました。

- ①当社を分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、当社の本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約
- ②当社を分割会社、MKCF分割準備株式会社（マツモトキヨシホールディングスの完全子会社。以下「シナジー創出会社」といいます。）を承継会社とし、当社の営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約
- ③ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約
- ④ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約

- (注) 1. 上記契約はいずれも、本株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生していることを条件とするものであり、2021年10月1日を効力発生日とします。
2. 上記契約①②に基づく吸収分割は、会社法第784条第2項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、当社の株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。
3. 上記契約③④に基づく吸収分割は、会社法第784条第2項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、ココカラファインヘルスケアの株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。

備考

この事業報告に記載の金額は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	117,052	流 動 負 債	52,089
現 金 及 び 預 金	33,370	買 掛 金	35,917
売 掛 金	20,843	短 期 借 入 金	300
た な 卸 資 産	50,675	リ ー ス 債 務	110
未 収 入 金	9,724	未 払 法 人 税 等	862
そ の 他	2,437	賞 与 引 当 金	2,317
固 定 資 産	86,354	ポ イ ン ト 引 当 金	3,616
有 形 固 定 資 産	31,310	そ の 他	8,965
建 物 及 び 構 築 物	13,827	固 定 負 債	9,809
土 地	11,056	株 式 給 付 引 当 金	87
リ ー ス 資 産	258	リ ー ス 債 務	110
そ の 他	6,167	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,215
無 形 固 定 資 産	22,313	資 産 除 去 債 務	1,998
の れ ん	17,096	そ の 他	2,397
そ の 他	5,216	負 債 合 計	61,899
投資その他の資産	32,731	純 資 産 の 部	
差 入 保 証 金	7,660	株 主 資 本	141,558
敷 金	14,467	資 本 金	20,184
繰 延 税 金 資 産	8,487	資 本 剰 余 金	53,764
そ の 他	2,282	利 益 剰 余 金	73,795
貸 倒 引 当 金	△167	自 己 株 式	△6,186
		その他の包括利益累計額	△50
		その他有価証券評価差額金	86
		退職給付に係る調整累計額	△136
資 産 合 計	203,407	純 資 産 合 計	141,508
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	203,407

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社コカロファイン
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 滑川 雅臣 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コカロファインの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コカロファイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年4月28日開催の取締役会の決議に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、株式会社マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換の効力が発生していることを条件とする、下記吸収分割契約を締結した。

- ・ 会社を分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、会社の本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ・ 会社を分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスの全額出資子会社であるMKCF分割準備株式会社を承継会社とし、会社の営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ・ 会社の完全子会社である株式会社コカロファインヘルスケアを分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、株式会社コカロファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ・ 株式会社コカロファインヘルスケアを分割会社、MKCF分割準備株式会社を承継会社とし、株式会社コカロファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	79,181	流 動 負 債	2,049
現 金 及 び 預 金	26,744	短 期 借 入 金	300
前 払 費 用	120	未 払 金	511
未 収 入 金	1,323	未 払 費 用	144
関 係 会 社 預 け 金	50,637	未 払 法 人 税 等	80
そ の 他	356	未 払 消 費 税 等	41
固 定 資 産	24,925	預 り 金	12
有 形 固 定 資 産	64	関 係 会 社 預 り 金	789
建 物	18	賞 与 引 当 金	124
工 具、器 具 及 び 備 品	45	そ の 他	45
無 形 固 定 資 産	3,599	固 定 負 債	641
商 標 権	6	退 職 給 付 引 当 金	358
ソ フ ト ウ ェ ア	3,592	株 式 給 付 引 当 金	22
投 資 其 他 の 資 産	21,262	そ の 他	259
投 資 有 価 証 券	363	負 債 合 計	2,690
関 係 会 社 株 式	20,538	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	58	株 主 資 本	101,417
繰 延 税 金 資 産	223	資 本 金	20,184
そ の 他	77	資 本 剰 余 金	67,401
		資 本 準 備 金	19,434
		そ の 他 資 本 剰 余 金	47,966
		利 益 剰 余 金	20,016
		そ の 他 利 益 剰 余 金	20,016
		繰 越 利 益 剰 余 金	20,016
		自 己 株 式	△6,186
資 産 合 計	104,107	純 資 産 合 計	101,417
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	104,107

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営業	業	業	収益		8,493
営業	業	業	費用		4,201
営業	業	業	利益		4,291
営業	業	外	収益		
受取	取	配	当	50	
受取	取	取	家	0	
受取	取	の	費	65	
受取	取	の	用	19	135
営業	業	外	費用		
支賃	払	貸	費	0	
支賃	払	の	他	65	
支賃	払	の	他	17	83
経常	常	利	益		4,343
特別	別	損	失		
固定	定	資	除	0	
関係	係	会	社	98	
関係	係	株	式	2	100
関係	係	の	評		
関係	係	の	価		
税引	引	前	当		4,242
法人	税、	住	民	24	
法人	税、	税	及	59	
法人	税、	等	事		84
法人	税、	調	業		
法人	税、	整	税		
当期	期	純	利		4,158
当期	期	純	利		

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社コカロファイン
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 滑川 雅臣 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コカロファインの2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年4月28日開催の取締役会の決議に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、株式会社マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換の効力が発生していることを条件とする、下記吸収分割契約を締結した。

- ・ 会社を分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、会社の本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ・ 会社を分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスの全額出資子会社であるMKCF分割準備株式会社を承継会社とし、会社の営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社ココカラファイン 監査等委員会

常勤監査等委員	坂本 朗	㊟
監 査 等 委 員	鳥居 明	㊟
監 査 等 委 員	橋本 学	㊟

(注) 監査等委員3名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元策として安定した配当の継続を最重点におき、あわせて将来の事業展開と経営体質強化のため、内部留保の確保に努めることを利益配分の基本方針としております。安定配当・内部留保の水準等を総合的に勘案して、1株につき46円といたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金46円を含め、1株につき92円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金46円

配当総額 1,381,986,142円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

第2号議案 当社と株式会社マツモトキヨシホールディングスとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「マツモトキヨシホールディングス」といいます。当社とマツモトキヨシホールディングスを併せ、以下「両社」といいます。）とは、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）につき協議を重ねた結果、本経営統合の実施について合意に達し、2021年2月26日に開催した両社の取締役会決議に基づき、同日付で経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）および株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本株式交換契約に基づく株式交換（以下「本株式交換」といいます。）は、本経営統合のための一連の取引の一環として実施されるものであり、当社を株式交換完全子会社、マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社として、当社においては本株主総会にて、マツモトキヨシホールディングスにおいては2021年6月29日開催予定の定時株主総会にて、それぞれ承認を受けたうえで、2021年10月1日（以下「本統合日」といいます。）を効力発生日として実施される予定です。本株式交換の効力発生日（2021年10月1日）に先立ち、当社の普通株式は、東京証券取引所市場第一部の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て2021年9月29日に上場廃止（最終売買日は2021年9月28日）となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等は次のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

(1) 本経営統合の背景・目的

当社は、「人々のココロとカラダの健康を追求し、地域社会に貢献する」という経営理念の実現を目指し、日本全国に展開するドラッグストア・調剤薬局1,444店舗（うち調剤取扱店407店舗/2020年12月31日現在）と介護周辺事業との連携を図り、医療・介護に携わる多職種連携により地域における在宅医療・介護を一体的に提供する「地域におけるヘルスケアネットワークの構築」を社会的使命と位置づけ推進しており、真のヘルスケアカンパニーとして更なる飛躍を目指しております。

一方、マツモトキヨシホールディングスは、「1st for you. あなたにと

っての、いちばんへ。」をグループ経営理念に掲げ、常にお客様の視点をもって、新たな付加価値の創造と心を込めたサービスを提供することで継続的な成長と企業価値の向上を図り、日本全国にドラッグストア・調剤薬局1,755店舗（うち調剤取扱店335店舗/2020年12月31日現在）を展開しております。ドラッグストア業界のリーディングカンパニーとして、“美と健康の分野においてなくてはならない企業グループ”となり、さらに、将来的に“美と健康の分野でアジアNo.1”となることを目指しております。

当社とマツモトキヨシホールディングスは、本経営統合に向けた協議・検討を進めていくことについての合意後、本経営統合の一環として、本経営統合までの時間を有効活用し、早期のシナジー実現による両社の企業価値向上および両社の戦略や企業文化の融和を図ることで本経営統合直後から効率的かつ競争力のある会社となることを目的として、本経営統合の実施に先立って締結した資本業務提携契約に基づき、両社間の協議を通じた相互協力を進めてまいりました。現在まで、「matsukiyo」ブランドや高機能化粧品シリーズ「ザ・レチノタイム」などの話題性の高いP B（プライベートブランド）商品を中心とした相互供給、医薬品を含むN B（ナショナルブランド）商品のマーチャンダイジングの統一、共同商品開発による早期のシナジー実現を進めております。

われわれの社会を取り巻く環境は、大きな変革期を迎えております。スマートフォンの普及に伴うE C市場の拡大や、米中のグローバルリーディングカンパニーを中心としたネットとリアルの融合により、デジタル化が進展することで、人々のライフスタイルが多様化しております。また日本においては、少子高齢化が急速に進むとともに、三大都市圏へ人口が集中しており、日本は社会構造の変化に直面しております。更に、2020年1月下旬以降、新型コロナウイルス感染症（C O V I D-19）拡大の影響により、オンラインシフトが加速し、消費動向が変化しました。一方で、日本国政府から発出された出入国制限の解除後に想定されるグローバル化の揺り戻しに備えておくことも重要と認識しております。このような環境変化によって、小売業界はお客様と従業員の安心・安全を最優先しながら、多様なお客様ひとりひとりに寄り添った対応をより深い次元で実現することが求められるようになりました。

かかるマクロ環境下において、ドラッグストア業界は業種・業態を越え

た競合企業の新規出店、商勢圏拡大に向けた新たなエリアへの侵攻、M&Aによる規模拡大、同質化する異業種との競争、それらが要因となる狭小商圈化など、厳しい経営環境が継続しております。一方、日本の社会保障費が増大する中、ドラッグストア業界は、地域包括ケアシステム構築の重要な役割を担うことが期待されていることに加え、診療報酬改定への対応も求められております。

以上のような大変革期を飛躍へ向けた成長機会と捉え、当社とマツモトキヨシホールディングスは、本経営統合により国内で売上高1兆円・3,000店舗を有する社会・生活のインフラ企業となります。また、両社の顧客基盤を活用したOne to Oneマーケティングを確立することで、消費者の購買動向に革新を起こしてまいります。そして、ヘルス&ビューティ分野で圧倒的なプレゼンスを獲得することで国内ドラッグストア業界を力強くけん引することを目指しております。また、ドラッグストアとしての社会的使命である地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、美と健康の意識が高まっているアジア地域における事業基盤を確立し、将来的には「美と健康の分野でアジアNo.1」を目指してまいります。

(2) 本経営統合によるシナジー効果

両社は、地域のお客様の美容と健康の増進、生活の充実に最大の価値を置くという共通の理念を持っており、また、都市および都市周辺部に多くの店舗を展開するという共通の特徴を有しております。加えて、両社は店舗の展開エリアを相互に補完できる関係にあり、かつデジタル化やグローバル展開を推進する戦略の方向性も近いことから、両社は互いの各種リソースやインフラ、ノウハウなどの経営資源を相互に活用することができます。

資本業務提携実施後、両社でシナジー分科会を立ち上げ、シナジーに関する検討を進めてまいりました。現在、両社でのマーチャンダイジング・棚割りの統一やP B商品の供給を開始しております。本経営統合により、両社が持つ強みや基盤の更なる融合を図り、本経営統合後3年目までを目処に、両社合算で連結ベースで営業利益300億円規模の収益改善効果の達成を見込んでおります。そのうち、現時点で初年度（2021年10月～2022年9月）において以下に記載する項目を中心に両社合算で連結ベースで営業利益約200億円のシナジーが発現する見込みです。本経営統合によるシ

ナジーは両社の株主価値の向上に資するものと考えております。

①商品などの共同開発・共同仕入

- ・両社で人気のある既存P B商品および両社共同商品開発による新規のP B商品を相互に供給および販売することで、両社のP B商品の魅力をより一層高めて拡販を図り、売上高の増加および利益率の向上を目指します。
- ・医薬品を含む商品の仕入を両社で一本化することにより、スケールメリットを通じた仕入原価の低減を図ることに加え、両社のリベート率を反映させることにより、リベートの増加を図ることで、収益性の向上を目指します。

②顧客基盤・マーケティング

両社の顧客基盤を統合することで、デジタル化に対応した販促戦略が可能となり、お客様ひとりひとりに合った商品提案を行い、オフライン（店舗）およびオンライン（EC）の両チャネルをシームレスに連携させることで売上高の増加を目指します。

③その他

- ・物流面において、店舗の展開エリアの相互補完および都道府県シェアの上昇により、物流効率の改善・1店舗あたりの物流コストの削減効果が期待されます。またシステム面においても、システム統合を通じたコスト削減効果が見込まれるだけでなく、店舗運営の適正化やマーチャンダイジング機能の強化、販売促進施策の効果向上などに繋がります。
- ・その他備品などの共同購買や決済面において、両社統一することで、コスト削減効果を見込んでおります。

2. 本株式交換契約の内容の概要

両社が2021年2月26日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書（写）

株式会社ココカラファイン（以下「C社」という。）及び株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「M社」という。）は、2021年2月26日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

C社及びM社は、本契約の規定に従い、M社をC社の株式交換完全親会社とし、C社をM社の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、M社は、本株式交換により、C社の発行済株式（M社が有するC社の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

C社及びM社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）M社（株式交換完全親会社）

商号：株式会社マツモトキヨシホールディングス（2021年10月1日付で株式会社マツキヨココカラ&カンパニーに変更予定）

住所：千葉県松戸市新松戸東9番地1

（2）C社（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ココカラファイン

住所：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. M社は、本株式交換に際して、本株式交換によりM社がC社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるC社の株主（第8条に基づくC社の自己株式の消却後の株主をいうものとし、M社を除く。以下本条において同じ。）に対して、C社の普通株式に代わり、その有するC社の普通株式の数の合計に1.70（当該比率を以下「本株式交換比率」という。）を乗じて得た数のM社の普通株式を交付する。
2. M社は、本株式交換に際して、C社の株主に対して、その有するC社の普通株式1株につき、M社の普通株式1.70株の割合をもって、M社の普通株式を割り当てる。

3. 前二項の規定に従いM社がC社の株主に対して割り当てるべきM社の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、M社は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（M社の資本金及び準備金の額）

- (1) 本株式交換により増加すべきM社の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

資本金の額 0円

- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従って別途M社が定める額

- (3) 利益準備金の額 0円

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年10月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、C社及びM社は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. C社は、2021年6月29日に開催予定の定時株主総会（以下「C社定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
2. M社は、2021年6月29日に開催予定の定時株主総会（以下「M社定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
3. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、C社及びM社は協議し合意の上、C社定時株主総会及びM社定時株主総会の開催日を変更し、又は本契約の承認を得るために臨時株主総会を開催することができる。

第7条（事業の運営等）

1. C社及びM社は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、企業価値を向上すべく、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. C社及びM社は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行い又は行

わせる場合は、事前に、相手方当事者と協議を行うものとし、当該協議に際し、当該行為に係る合理的な説明資料を合理的な時期に提供するものとする。

第8条（自己株式の消却）

C社は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第9条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、C社及びM社は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、(i) C社の株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii) M社の株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(iii)法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、並びに(iv)前条に基づき本株式交換が中止された場合には、その効力を失う。

第11条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、C社及びM社は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年2月26日

C社：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号
株式会社ココカラファイン
代表取締役社長 塚本 厚志 ㊞

M社：千葉県松戸市新松戸東9番地1
株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表取締役社長 松本 清雄 ㊞

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数および割当ての相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

	当 社 (株式交換完全子会社)	マツモトキヨシ ホールディングス (株式交換完全親会社)
本株式交換に係る割当比率	1.70	1
本株式交換により交付する株式数	マツモトキヨシホールディングスの普通株式 ：40,795,416株（予定）	

イ. 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、マツモトキヨシホールディングスの普通株式1.70株を割当交付します。ただし、マツモトキヨシホールディングスが保有する当社の普通株式（6,006,908株（2020年12月31日時点））については割当交付しません。

ロ. 本株式交換により交付する株式数

マツモトキヨシホールディングスの普通株式 40,795,416株（予定）

上記の普通株式数は、2020年12月31日時点における当社の普通株式の発行済株式総数（31,412,085株）および自己株式数（1,407,873株）に基づいて算出しております。

マツモトキヨシホールディングスは、本株式交換に際して、マツモトキヨシホールディングスが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主に対して、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に基づいて算出した数のマツモトキヨシホールディングスの普通株式を割当て交付する予定です。また、交付する株式についてはマツモトキヨシホールディングスが保有する自己株式の充当や新株式の発行等により対応する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全部を、

基準時をもって消却する予定であり、当社が基準時までには保有することとなる自己株式数等により、マツモトキヨシホールディングスの交付する普通株式数は変動する可能性があります。

ハ. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、マツモトキヨシホールディングスの単元未満株式を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。マツモトキヨシホールディングスの単元未満株式を保有することとなる株主は、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度を利用することができます。

(イ) 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、マツモトキヨシホールディングスに対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

(ロ) 単元未満株式の買増制度（1単元への買増し）

会社法第194条第1項および定款の規定に基づき、マツモトキヨシホールディングスが買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数（100株）となる数の株式をマツモトキヨシホールディングスから買い増すことができます。

二. 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、マツモトキヨシホールディングスの普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主に対しては、会社法第234条その他関連法令の定めに基づき、マツモトキヨシホールディングスが1株に満たない端数部分に応じた金額を支払います。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

イ. 割当ての内容の根拠および理由

当社およびマツモトキヨシホールディングスは、上記（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたり、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪ

モルガン・スタンレー証券」といいます。)を、マツモトキヨシホールディングスは、大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

当社は、下記(3)①イ.「独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果および助言、下記(3)①ロ.「独立した法律事務所からの助言」に記載の野村総合法律事務所からの法的助言、ならびに同社およびそのアドバイザーがマツモトキヨシホールディングスに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果などを踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向などを勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率が妥当であり、当社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

マツモトキヨシホールディングスは、下記(3)①イ.「独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である大和証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果および助言、下記(3)①ロ.「独立した法律事務所からの助言」に記載のアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言、ならびに同社およびそのアドバイザーが当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果などを踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向などを勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率が妥当であり、マツモトキヨシホールディングスの株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果および法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果などを踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し、株価動向などの要因を総合的に勘案し、両社間で複数回にわたり慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交

換比率1.70が妥当であり、両社の株主の利益に資するものとの判断に至り、2021年2月26日に開催された両社の取締役会において本経営統合契約および本株式交換契約の締結について決議の上、本経営統合契約および本株式交換契約を締結いたしました。

□. 算定に関する事項

(イ) 算定機関の名称および両社との関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券および大和証券のいずれも、当社およびマツモトキヨシホールディングスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ロ) 算定の概要

大和証券は、当社およびマツモトキヨシホールディングスの両社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能なことから類似会社比較法による算定を行い、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）による算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して割り当てるマツモトキヨシホールディングスの普通株式数の算定レンジを記載したものです。

算 定 方 法	株式交換比率の算定レンジ
市 場 株 価 法	1.67 ～ 1.72
類似会社比較法	1.54 ～ 1.92
D C F 法	1.63 ～ 2.01

市場株価法については、2021年2月25日を算定基準日として、基準日の終値および基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各株価終値平均を採用いたしました。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、当社およびマツモトキヨシホールディングスのそれぞれから提供を受けた資料および情報、一般に公開された情報を使用し、分析および検討の対象とした全ての資料および情報などが正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料および情報などについて独自にその正確性および完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券は両社およびその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。大和証券は、当社およびマツモトキヨシホールディングスから提供されたそれぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両社それぞれの経営陣による現時点で可能な最善の予測および判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。大和証券は、両社の事業計画の正確性、妥当性および実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式交換比率の算定は、2021年2月25日現在の金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

マツモトキヨシホールディングスは、下記（3）①イ．「独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載のとおり、大和証券から2021年2月25日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された本株式交換比率が、マツモトキヨシホールディングスの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当社およびマツモトキヨシホールディングスについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、資本業務提携の協議開始を公表した日の前営業日である2019年4月25日を算定基準日①（以下「基準日①」といいます。）、本経営統合に向けた基本合意の締結を公表した日の前営業日である2020年1月30日を算定基準日②（以下「基準日②」といいます。）、および2021年2月25日を算定基準日③（以下「基準日③」といいます。）として、東京証券取引所における各基準日の株価終値および各基準日までの1か月間、3か月間および6か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DCF分析における、価値算定の際には、両社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券に算定目的で使用することを了承した、当社およびマツモトキヨシホールディングスの経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、当社およびマツモトキヨシホールディングスに対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報などの諸要素を前提としており、別途本経営統合におけるシナジー効果を加えております。なお、算定の際に前提とした当社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による収益悪化からの業績回復により対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

各手法による当社の普通株式1株に対して割り当てるマツモトキヨシホールディングスの普通株式数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採 用 方 法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析（基準日①）	1.21 ～ 1.41
市場株価分析（基準日②）	1.49 ～ 1.52
市場株価分析（基準日③）	1.67 ～ 1.72
類似企業比較分析	1.26 ～ 1.99
D C F 分 析	1.31 ～ 2.02

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は当社取締役会に対し、2021年2月25日付にて、本株式交換に係る交換比率に関する算定書を提供しております。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は当社取締役会からの依頼に基づき、本株式交換比率が株式交換時点におけるマツモトキヨシホールディングスを除く当社の普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下「フェアネス・オピニオン」といいます。）を、当社取締役会に対して提供しております。

フェアネス・オピニオンにおける三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の意見は、当該フェアネス・オピニオンに記載された様々な重要な条件や制約および以下に記載のその他の諸条件に基づき、また、それらを前提としております。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、特定の株式交換比率を唯一適切なものとして当社またはその株主もしくは取締役会に対して推奨することはしておりません。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見表明にあたって、既に公開されている情報または当社もしくはマツモトキヨシホールディングスから提供を受けた情報が正確かつ完全であることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性および完全性につき独自の検証は行っておりません。

また三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンの作成にあたり、本経営統合により期待される戦略上、財務上および事業運営上のメリットを考慮していますが、このような戦略上、財務上および事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測については、当社およびマツモトキヨシホールディングスの将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測および判断を反映するものとして、当社およびマツモトキヨシホールディングスの経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。

さらに三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、本経営統合が本経営統合契約に記された条件について、何ら放棄、変更または

遅滞なく実行されることを前提に意見を表明します。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、本経営統合のために必要な政府機関、監督官庁などによる許認可、同意などはすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意などには、本経営統合により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限または条件が付されないことを前提としております。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務、業規制、企業年金に関するアドバイザーではありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券はファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務、業規制、企業年金に関する問題については、独自の検証を行うことなく、当社またはマツモトキヨシホールディングスおよびそれらの法律アドバイザー、会計アドバイザー、税務アドバイザーによる判断に依拠しています。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、本経営統合において当社株式の保有者が受け取る対価に関連して、当社の取締役、役員または従業員（その役職、階級は問いません。）に対して支払われる対価の金額または性質が妥当であるか否かについて意見を述べるものではありません。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当社およびマツモトキヨシホールディングスの資産および負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けていません。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の意見は、フェアネス・オピニオンの2021年2月25日現在における経済、金融、市場その他の状況およびフェアネス・オピニオンの同日現在において三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、フェアネス・オピニオンにおける意見またはフェアネス・オピニオンの作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見を更新し、改訂し、または再確認する義務を負うものではありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、本経営統合に関し当社のフ

ファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の相当な部分の受領は、本経営統合の効力発生を条件としています。

フェアネス・オピニオンの日付より遡って2年以内に、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券または三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の関係会社は、当社に対して、ファイナンシャル・アドバイザーとしてのおよびファイナンスについての役務を提供しており、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券または三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の関係会社はこれらの役務の対価として手数料を受領しております。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券および三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の関係会社は、将来において当社に対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券（その関係会社と総称して以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券グループ」といいます。）は、銀行業務（当社およびマツモトキヨシホールディングスに対する貸付業務を含みます。）、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務などを含むグローバルな金融サービス（かかるサービスを総称して以下「金融サービス」といいます。）の提供を行っています。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンスおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品およびデリバティブ取引などが含まれます。通常の証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務およびファイナンス業務の過程において、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券グループは当社、マツモトキヨシホールディングスもしくは本経営統合に関連する企業の社債、株式もしくはローン、本経営統合に関連する通貨もしくは商品、または関連するデリバティブ商品につき買いまたは売りのポジションの保持、その他、当社、マツモトキヨシホールディングスもしくは本経営統合に関連する企業に対して三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券グループの金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定また

はその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券グループならびにその取締役および役員は、当社、マツモトキヨシホールディングスもしくは本経営統合に関連する企業の社債、株式もしくはローン、本経営統合に関連する通貨もしくは商品、または関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合またはこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当社、マツモトキヨシホールディングスもしくは本経営統合に関連する企業に対して通常のブローカレッジ業務を行う場合があります。

(2) 交換対価としてマツモトキヨシホールディングスの普通株式を選択した理由

当社およびマツモトキヨシホールディングスは、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となるマツモトキヨシホールディングスの普通株式を選択しました。当社およびマツモトキヨシホールディングスは、マツモトキヨシホールディングスの普通株式は東京証券取引所に上場されており、高い流動性を有するため取引機会が確保されていること、および当社の株主がマツモトキヨシホールディングスの普通株式を交換対価として受け取る場合には、経営統合効果によって得られる利益を享受することが可能であることから、マツモトキヨシホールディングスの普通株式が本株式交換の交換対価として適切であると判断いたしました。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

①公正性を担保するための措置

当社およびマツモトキヨシホールディングスは、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

イ. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社の株主のために、当社およびマツモトキヨシホールディングスから独立した第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券より、2021年2月25日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1)②

□.「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券より、2021年2月26日付にて、上記（１）②□.「算定に関する事項」記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換比率が、当社の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

他方、マツモトキヨシホールディングスは、マツモトキヨシホールディングスの株主のために、当社およびマツモトキヨシホールディングスから独立した第三者算定機関である大和証券より、2021年2月25日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記（１）②□.「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、マツモトキヨシホールディングスは、大和証券より、2021年2月25日付にて、上記（１）②□.「算定に関する事項」記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換比率が、マツモトキヨシホールディングスの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

□. 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、野村綜合法律事務所より、本株式交換の諸手続きおよび取締役会の意思決定の方法・過程などについて法的な観点から助言を得ております。

他方、マツモトキヨシホールディングスは、本株式交換の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、本株式交換の諸手続きおよび取締役会の意思決定の方法・過程などについて法的な観点から助言を得ております。

なお、野村綜合法律事務所およびアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、いずれも当社およびマツモトキヨシホールディングスから独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

②利益相反を回避するための措置

本株式交換を行うことを決議した当社取締役会およびマツモトキヨシホールディングス取締役会のいずれにおきましても、本株式交換の相手方の役員または従業員を兼務する者がいないなど、本株式交換に関する取

締役会における意思決定の実施にあたって両社間で利益相反関係は生じないことから、上記（３）①「公正性を担保するための措置」のほか、特段の措置は講じておりません。なお、当社取締役会およびマツモトキヨシホールディングス取締役会における本経営統合契約等の締結に関する議案は、それぞれ、両社の取締役の全員一致により承認可決されており、かつ、全監査等委員または全監査役は、本経営統合を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

（４）マツモトキヨシホールディングスの資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加するマツモトキヨシホールディングスの資本金、資本準備金および利益準備金の額は以下のとおりです。この取扱いは、本株式交換後のマツモトキヨシホールディングスの資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

①増加する資本金の額　　：金０円

②増加する資本準備金の額　：会社計算規則第39条の規定に従って別途マツモトキヨシホールディングスが定める額

③増加する利益準備金の額　：金０円

４．交換対価について参考となるべき事項

（１）マツモトキヨシホールディングスの定款の定め

マツモトキヨシホールディングスの定款の定めにつきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.cocokarafine.co.jp/ir/stockinfo/annualmeeting.html>) に掲載しております。なお、同定款の定めは、現時点でのマツモトキヨシホールディングスの定款の内容であり、本株式交換後は、2021年6月29日開催予定のマツモトキヨシホールディングスの定時株主総会における承認決議により、次のとおり変更される予定です。ただし、本定款変更は本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日（2021年10月1日）に効力が生ずるものです。

(下線部が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 後
(商号) 第1条 当社は、株式会社マツモトキヨシホールディングスと称する。英文では <u>Matsumotokiyoshi Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社マツキヨココカラ & カンパニー</u>と称する。英文では <u>MatsukiyoCocokara & Co.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の各事業を目的とする。 1. (条文省略) 2. <u>下記(1)～(59)の各事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社が取扱う商材の仕入・販売・製造等</u> <u>を</u> <u>すること。</u> 3. <u>上記に付帯する一切の業務。</u> <u>(1)～(59)(条文省略)</u>	(目的) 第2条 当社は、次の各事業を目的とする。 1. (現行どおり) (削除) 2. <u>上記に付帯する一切の業務。</u> <u>(1)～(59)(現行どおり)</u>
(代表取締役及び役付取締役の選定) 第21条 (条文省略) 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、<u>取締役相談役</u>各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役の選定) 第21条 (現行どおり) 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(2) 交換対価の換価方法に関する事項

①交換対価を取引する市場

マツモトキヨシホールディングスの普通株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

②交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

マツモトキヨシホールディングスの普通株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社）において取引の媒介、取次ぎなどが行われておりま

す。

- ③交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容
該当事項はありません。

(3) 交換対価に市場価格があるときは、その価格に関する内容

マツモトキヨシホールディングスの普通株式の東京証券取引所第一部における過去6ヶ月の株価推移は以下のとおりです。

(単位：円)

月 別	2020年11月	2020年12月	2021年1月	2021年2月	2021年3月	2021年4月
最高株価	5,110	4,955	4,430	4,735	5,210	5,050
最低株価	3,865	4,340	4,065	4,130	4,510	4,375

なお、日本取引所グループが以下のURLにおいて開示する株価情報およびチャート表示などにより、マツモトキヨシホールディングスの普通株式の市場価格およびその推移などがご覧いただけます。

【日本取引所グループURL】 <https://www.jpx.co.jp/>

(4) マツモトキヨシホールディングスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

マツモトキヨシホールディングスは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社は新株予約権および新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) マツモトキヨシホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

マツモトキヨシホールディングスの最終事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日）に係る計算書類等の内容につきましては、法令および

当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.cocokarafine.co.jp/ir/stockinfo/annualmeeting.html>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①当社および当社の完全子会社である株式会社ココカラファイン ヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」といいます。）について

当社およびココカラファインヘルスケアは、本経営統合のための一連の取引の一環として、2021年4月28日に開催したそれぞれの取締役会決議に基づき、以下の契約を締結しました。なお、いずれの吸収分割も、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とするものです。

イ. 当社とマツモトキヨシホールディングスとの吸収分割契約の締結

当社とマツモトキヨシホールディングスは、当社を分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、当社の本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。

ロ. 当社とMKCF分割準備株式会社（マツモトキヨシホールディングスの完全子会社であり、以下「シナジー創出会社」といいます。）との吸収分割契約の締結

当社とシナジー創出会社は、当社を分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、当社の営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。

ハ. ココカラファインヘルスケアとマツモトキヨシホールディングスとの吸収分割契約の締結

ココカラファインヘルスケアとマツモトキヨシホールディングスは、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。

二. ココカラファインヘルスケアとシナジー創出会社との吸収分割契約

の締結

ココカラファインヘルスケアとシナジー創出会社は、ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。

② マツモトキヨシホールディングスおよび同社の完全子会社であるシナジー創出会社について

マツモトキヨシホールディングスおよびシナジー創出会社は、本経営統合のための一連の取引の一環として、2021年4月28日付で、上記①「当社および当社の完全子会社である株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」といいます。）について」に記載の吸収分割契約を締結したほか、以下の新設分割計画の作成および吸収分割契約の締結をしました。なお、いずれも、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とするものです。

イ. 株式会社マツモトキヨシグループ（以下「MKG社」といいます。）を設立する新設分割計画の作成

マツモトキヨシホールディングスは、自己を分割会社として、新設分割の方法により株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有および経営管理等を主たる目的とするMKG社を設立する新設分割計画を作成しました。

ロ. マツモトキヨシホールディングスとシナジー創出会社との吸収分割契約の締結

マツモトキヨシホールディングスとシナジー創出会社は、マツモトキヨシホールディングスを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、マツモトキヨシホールディングスの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

つかもとあつし

1

塚本 厚志

(1962年11月4日生)

所有する当社株式の数 35,121 株



再任

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年4月 株式会社セイジョー（現 株式会社ココカラファインヘルスケア）入社
 1996年12月 同社 取締役支店部長
 1999年7月 同社 取締役営業部長
 2001年12月 同社 常務取締役営業本部長
 2002年12月 同社 代表取締役社長
 2008年4月 当社 代表取締役社長（現任）
 2013年4月 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役
 2016年4月 同社 代表取締役社長（現任）
 2020年4月 株式会社CFIZ 取締役（現任）
 2020年11月 株式会社フタツカホールディングス 取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社ココカラファイン ヘルスケア 代表取締役社長
 株式会社CFIZ 取締役
 株式会社フタツカホールディングス 取締役

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

塚本厚志氏は、30年以上にわたり薬局事業・小売事業に携わるとともに、当社の前身である株式会社セイジョーの取締役に就任以降20年以上にわたり当社および当社グループ会社の取締役、代表取締役を務めており、現場を熟知した経営者として培った豊富な経験・実績・見識に基づく優れた経営判断能力・リスク判断能力を有しております。強力なリーダーシップのもと、当社グループの経営の推進とコーポレートガバナンス強化へ貢献することを期待し、取締役候補者といたしました。



再任

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1990年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入社
 1998年5月 同行 大阪営業第1部部長代理
 2001年5月 みずほ証券株式会社 アドバイザリー第3部部長代理
 2011年7月 株式会社みずほ銀行 ALCソリューション部次長
 2014年4月 みずほコーポレートアドバイザリー株式会社
 （現 株式会社みずほ銀行） 営業本部部長
 2015年11月 同社 マネージングディレクター
 2016年5月 当社 顧問
 2016年6月 当社 常務執行役員経営戦略本部 経営戦略・財務担当
 2017年4月 当社 常務執行役員企画開発担当 兼 経営戦略本部財務部長
 2017年6月 当社 取締役常務執行役員企画開発担当 兼 経営戦略本部財務部長
 2019年4月 当社 取締役副社長管理本部長 兼 経営戦略室長
 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役（現任）
 株式会社ファインケア 取締役
 株式会社岩崎宏健堂 取締役（現任）
 株式会社ココカラファイン アソシエ 取締役（現任）
 株式会社ココカラファイン ソレイユ 取締役（現任）
 2019年6月 当社 取締役副社長管理本部長 経営戦略室担当（現任）
 2019年11月 株式会社愛安住 取締役（現任）
 2020年11月 株式会社フタツカホールディングス 取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

- 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役
 株式会社岩崎宏健堂 取締役
 株式会社ココカラファイン アソシエ 取締役
 株式会社ココカラファイン ソレイユ 取締役
 株式会社愛安住 取締役
 株式会社フタツカホールディングス 取締役

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山本剛氏は、長年にわたり金融機関において主として小売業界およびヘルスケア業界の事業再編・資本政策・財務戦略・M&A等のアドバイスに携わり、当該分野での専門的知見を有しております。これら専門的知見のもと、当社においてもこれまで多数のM&Aや当社グループ内再編、他社との戦略的提携等を実現しており、また当社の財務部長、経営戦略室長、管理本部長を歴任したことによる豊富な知識・経験に基づく優れた経営判断能力・リスク判断能力を有しております。当社グループの経営の推進とコーポレートガバナンス強化への貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

わた なべ りょう いち

3

渡辺 玲一

(1975年9月28日生)

所有する当社株式の数

2,880 株



再任

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 2000年4月 セガミメディクス株式会社（現 株式会社ココカラファイン ヘルスケア） 入社
- 2013年4月 株式会社ココカラファイン ヘルスケア
調剤事業部九州エリア長
- 2016年10月 株式会社ココカラファイン 経営戦略本部 リーダー
- 2017年12月 株式会社ココカラファイン ヘルスケア
調剤事業部副部長
- 2018年4月 同社 調剤事業部長
- 2018年6月 同社 取締役調剤事業部長
- 2018年11月 有限会社ケイエス（現 株式会社ココカラファイン ヘルスケア） 代表取締役社長
- 2019年4月 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役調剤事業本部長
- 2020年6月 当社 取締役営業担当（現任）
株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役
ドラッグ事業本部長 兼 調剤事業本部長（現任）
- 2020年11月 株式会社フタツカホールディングス 取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

- 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役
- 株式会社フタツカホールディングス 取締役

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

渡辺玲一氏は、薬剤師資格保有のもと、約20年にわたり当社グループの中核である調剤事業に携わるとともに、調剤事業会社の代表取締役を務めた経験もあり、調剤事業を含むヘルスケアビジネスに精通した経営者として、優れた経営判断能力・リスク判断能力を有しております。当社グループの業務執行の管理・監督および事業運営強化への貢献を期待し、取締役候補者となりました。



再任

社外取締役

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1996年7月 公認会計士 登録
- 1996年12月 税理士 登録
- 2004年10月 株式会社バルニバービ 社外取締役（現任）
- 2007年4月 株式会社関門海 代表取締役
- 2013年3月 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー 代表取締役（現任）
- 2014年5月 株式会社アクリート 社外取締役
- 2015年12月 株式会社キャリア 社外取締役（現任）
株式会社日本医療機器開発機構 社外監査役（現任）
- 2016年7月 メディカルフィットネスラボラトリー株式会社
（現 CAPS 株式会社） 社外監査役
- 2017年7月 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員（現任）
- 2018年6月 当社 社外取締役（現任）
- 2018年8月 メディカルフィットネスラボラトリー株式会社
（現 CAPS 株式会社） 社外取締役（現任）
- 2019年12月 株式会社ミライロ 社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

- 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー 代表取締役
- 株式会社バルニバービ 社外取締役
- 株式会社キャリア 社外取締役
- 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

谷間真氏は、10年以上にわたり他業の現役経営者として様々な業界で活躍されており、また公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験に基づく優れた経営判断能力・リスク判断能力を有しておられます。また、前期においては、引き続き任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的な視点のもと、当社グループの企業価値向上に尽力いただきました。財務会計および経営の専門家として、当社グループの業務執行の管理・監督を適切に行っていただけるものと期待し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

かわ い じゅん こ

5

河合 順子

(1974年12月10日生)

所有する当社株式の数

0 株



再任

社外取締役

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 2004年10月 弁護士登録（日本弁護士連合会、大阪弁護士会）
弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 入所
- 2008年 3月 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 パートナー（現任）
- 2010年 9月 マスダ・フナイ・アイファード・ミッチェル法律事務所（シカゴ） 客員弁護士
- 2011年 7月 ニューヨーク州弁護士登録
- 2012年 1月 君合法律事務所（北京） 客員弁護士
- 2015年 1月 株式会社鎌倉新書 監査等委員である取締役（現任）
- 2018年 3月 株式会社ブルーライン・パートナーズ 社外監査役（現任）
- 2019年 6月 当社 社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社鎌倉新書 監査等委員である取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

河合順子氏は、弁護士として「基本的人権の擁護、社会正義を実現」に向けて日々取り組まれるとともに、企業法務として国内外で活躍されており、そこで培われた専門的な知識・経験に基づく優れた経営判断能力・リスク判断能力を有しておられます。また、前期においては、引き続き任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的な視点のもと、当社グループのコンプライアンス・コーポレートガバナンス強化に尽力いただきました。法律の専門家として、当社グループの業務執行の管理・監督を適切に行っていただけるものと期待し、社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は過去に当社および他社の社外役員となる以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社株式数には、2021年3月31日現在におけるココカラファイン役員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。
3. 谷間真氏および河合順子氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は谷間真氏および河合順子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 谷間真氏および河合順子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれ社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって、谷間真氏が3年、河合順子氏が2年であります。
5. 当社は谷間真氏および河合順子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としており、本総会において、谷間真氏および河合順子氏の選任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

6. 当社は、各取締役候補者が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしており、当社は被保険者のすべての保険料を全額負担しております。各取締役候補者は、その再任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約の更新を予定しております。

■参考情報■ 当社取締役（任期中の監査等委員である取締役を含む）のスキルマトリクス

当社の取締役会は、企業価値の創造とそれによる株主価値の向上に責任を負います。

また、多様な視点・豊富な経営経験・高度なスキルを持ったメンバーで構成し、業種・国籍・性別・年齢に区別なく、それぞれの人格、経験、見識に基づき候補者を選定しております。（任期中の監査等委員である取締役を含みます。）

※ 青枠内は社外役員ないし社外役員候補者

No.	氏 名	役員選任基準		戦略基盤・戦略推進					経営検討分野	
		経営	業界経験・専門性	D X (* 1)	マーケティング	H R (* 2)	グローバル	E S G (* 3)	財務・会計・M&A	リスクマネジメント・法務
1	塚本 厚志	○	○	○	○			○		
2	山本 剛	○	○	○		○		○	○	○
3	渡辺 玲一	○	○	○	○			○		○
4	谷間 真	○		○	○		○	○	○	○
5	河合 順子	○						○		○
6	坂本 朗							○	○	
7	鳥居 明							○	○	
8	橋本 学							○	○	

(* 1) D Xとは、デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) のこと。上記一覧においては、提供するサービスや事業活動について単に I T化するだけでなく、I Tの浸透により人々の生活や事業活動をあらゆる面で改善させるスキルを表す指標として記載。

(* 2) H Rとは、人的資源 (Human Resources) のこと。上記一覧においては、経営の最重要リソースである「人材」の育成・活躍推進に取り組み、その「人材」を通して、社会に求められる価値を創造・提案できるスキルを表す指標として記載。

(* 3) E S Gとは、環境 (Environment) ・社会 (Social) ・企業統治 (Governance) のこと。上記一覧においては、成長戦略にこれら三つの観点も取り入れ、持続可能な経営を実践できるスキルを表す指標として記載。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場： 東京都大田区下丸子3-1-3

大田区民プラザ『大ホール』

電話(03)3750-1611

交通：東急多摩川線「下丸子駅」下車 駅前

東急池上線「千鳥町駅」下車 徒歩7分

※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください
いますようお願い申し上げます。